平成２４年（フ）第３０８２号
大阪府豊中市蛍池南町２丁目13番５号
破産者　中山運送こと　中山　正年
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８４号
大阪市東淀川区東中島１丁目５番25―605号、前住所兵庫県西宮市能登町12番35―201号
破産者　後藤　　寛
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４２号
大阪府東大阪市荒本新町６番36―1005号　ロイヤルマツイ1005号
破産者　鵜瀬　幸子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３４号
大阪府松原市一津屋５丁目25番９号
破産者　月形邦比古
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
大阪府高石市羽衣５丁目５番３―101号、前住所大阪府阪南市尾崎町52番地
破産者　つくもこと　**狭**間富美子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
堺市堺区香ヶ丘町４丁２番22号
破産者　加藤　良太
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
堺市西区草部1800番地　２棟605号
破産者　岸本　茂人
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
神戸市灘区五毛通２丁目５番13号、従前の住所神戸市東灘区御影１丁目３番７―201号
破産者　日高　守明
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４０号
兵庫県伊丹市中央５丁目４―32　ハイツ旭101号、住民票上の住所兵庫県伊丹市南本町３丁目１番６号
破産者　田中喜代子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２４号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目１番611号
破産者　おべんとう箱こと　郷田　明久
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５０号
兵庫県伊丹市池尻７丁目162番地の５
破産者　北脇　一行
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８４２号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目１番地
破産者　金澤　佳史
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９４号
兵庫県西宮市日野町６番５号、前住所兵庫県西宮市本町５番10号
破産者　山本祥一郎
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３３号
兵庫県尼崎市七松町３丁目３番15号　宮本マンション202号、前住所兵庫県尼崎市七松町２丁目６番10―602号
破産者　有村食品こと　有村　辰生
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市網干区北新在家94番地　ディアス北新在家Ｂ―201、従前の住所兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目37番地
破産者　村上　紀代
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６５号
奈良県天理市前栽町32番地３
破産者　すし居酒屋ひで家こと　坂口日出也
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊９丁目２番25号　大村アパート201号
破産者　玉井　弘美
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２２号
佐賀県鳥栖市東町３丁目912番地40
破産者　**荒**木登**喜**雄
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
熊本市東区新南部２丁目２番41号　オリエンス新南部Ⅲ３号、開始決定時の住所熊本市東区長嶺東５丁目15番56号
破産者　清水　　潔
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係